

令和5年6月21日

市政記者クラブ様

守山区志段味支所区民生活課
担当：鶴田（電話 736-2107）

住民異動届の紛失について

このたび、守山区志段味支所区民生活課において、下記のとおり住民異動届の紛失がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発覚年月日

令和5年6月9日(金)

2 概要

- ・6月9日(金)、Aさんが転居届及び住民票の写し等の交付申請のために来庁され、区民生活課に住民異動届（3枚複写式）及び交付申請書等を提出されました。
- ・住民異動届の1枚目を用いた転居手続きが完了した後、Aさんに住民票の写し等の証明書を交付しました。
- ・その後、区民生活課以外の部署での手続きに用いられる住民異動届の2枚目及び3枚目を回送しようとしたところ、紛失していることが発覚しました。
- ・転居届等に関わった職員に状況を確認し、事務室内を捜索しましたが、現在のところ発見に至っておりません。

3 記載されていた内容

- ・Aさん及び同一世帯の方の氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄
- ・Aさんの電話番号
- ・異動日、新住所、旧住所、世帯主氏名
- ・Aさんが申し出た各種制度の利用状況（国民健康保険、児童手当、医療費助成）

4 対応

Aさんに状況を説明するとともに謝罪しました。

5 原因

届出者から受領した書類の散逸を防ぐ対策が徹底されていなかったため。

6 再発防止策

- ・届出者から受領した書類は全てクリアファイルに入れ、事務処理過程で書類を取り出す場合は、これを確実にファイルに戻し事務処理を進めることを徹底します。
- ・職員全員に事案の状況を周知するとともに、個人情報保護の重要性に関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。